令　和　8　年　11　月　20　日

農林水産省大臣官房予算課

指名停止措置の概要

1　指名停止の措置を受けた者及び住所

高知建設株式会社
大阪府大阪市東住吉区杭全5－7－7

2　指名停止の期間及び措置対象区域

令和　8　年 11 月 20 日 ～ 令和　9　年 1 月 19 日 （ 2 ヵ月）

近畿区域（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）

3　指名停止理由

高知建設株式会社は、令和7年2月17日付けで行った経営事項審査申請（経営規模等評価申請・総合評定値請求）において、複数の公共発注の元請建設業者より請け負った建設工事について、実際の請負契約額よりも高い金額を記載した。
また、令和7年8月７日付けで行った経営事項審査申請（経営規模等評価申請・総合評定値請求）において、大阪府発注の元請建設業者より請け負った建設工事について、現実には「解体工事」に当たるにもかかわらず、「建築一式工事」の工事経歴書において、工事名から「撤去」を削除したうえで、その請負金額を過大に計上するなど、事実とは異なる虚偽の記載をした。
これらのことが、建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第1項本文に該当することから、令和8年3月26日付けで大阪府知事から指示処分を受けた。
このことが、「農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年5月１日付け59経第779号農林水産大臣官房経理課長通知)別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため。

4　農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件

別表第2第13号（建設業法違反行為）

（農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領）
別表第2　贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措　置　要　件	期間及び措置対象区域
（建設業法違反行為） 13 当該区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 当該区域を対象として 1ヵ月以上9ヵ月以内